

令和元年度 和泉市自治推進審議会 答申（案）

（和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業「ちょいず」の見直しについて）

令和元年〇月

和泉市自治推進審議会

第1 はじめに

和泉市自治推進審議会は、和泉市自治基本条例（以下、「条例」という。）に基づき市長の附属機関として設置された審議会であり、条例の運用や見直しに関するものの他、この条例の趣旨の推進に関する事項を調査審議するものである。

和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業（愛称「ちょいず」）（以下「ちょいず事業」という。）は、条例の目的である「市民及び市民相互の協働並びに市民と行政との協働により、持続的に発展可能な地域社会を実現する」ために市民活動団体の行なう事業に対し、18歳以上の市民の選択届出を考慮して「市民税1%」の範囲の中で市長が定める支援金を交付することにより、市民の市民活動に対する理解及び関心を深めるとともに、市民活動団体の活性化及びその活動の促進を図り、もって市民相互の協働によるまちづくりを推進するものである。

しかしながら、ちょいず事業は事業開始から来年度で10年目を迎え、事業への参加団体からの様々な声や届出率の低迷、また支援金に比べ事務経費が高額であるなど多くの課題が見えてきたことから、制度自体の見直しの必要性が生じてきたものである。

このことから、この度、市長から本審議会に諮問を受け、ちょいず事業の制度そのもののあり方に対する審議を行い、その見直し内容について審議会としての意見をとりまとめたものである。

第2 制度見直しの考え方

これまでどおり、積極的に市民活動を支援するという趣旨は変えないものの根本的な制度である「市民税1%支援制度」いわゆる18歳以上の市民からの「届出」により支援金を決定するといった制度については、上記課題等を踏まえ廃止するものとし、有識者等からなる選定委員会において審査し支援金を決定する「審査方式」に見直し、市が定める予算の範囲内において行なう新たな市民活動支援事業として実施すべきと判断するものである。

第3 新たな制度の考え方

次項以降を参照。

新たな市民活動支援事業

「届出」による支援金の決定方式から、有識者等からなる選定委員会による「審査方式」に移行するに当たり、必要な事項について検討し審議した内容について以下に示すものとする。

1. 選定委員会について

「審査方式」により支援金を決定するに当たり、審査を行う組織である選定委員会のあり方について次のとおり提言する。

ちよいず事業については市民の届出により支援金を決定するものであり、民意を最大限に尊重した制度設計であることから、審査方式に移行するに当たっては、民意を確保することが重要であると考えられ、選定委員会の委員として市民団体の代表や公募市民の登用を検討いたしました。多種多様な市民活動を審査するに当たり、公平性・信頼性を確保するためには、専門的知識や経験を有する有識者による審査が望ましいと考え、下表のとおりちよいず事業において審査・判定を行い、本市における市民活動に対する知識と経験を培った委員で構成された組織において審査することが、今後の市民活動の活性化においても重要である。

本審議会としては、市民意見を広く市の施策に反映するために公募市民の登用を進めるべき立場であるが、本件のような市民活動を評価し審査するといった専門性から公募市民の登用を控えるべきであると判断した。

○選定委員会

委員構成	委 員	人数
市民活動に関する専門知識を有する者	学識経験者（大学教授） NPO関連団体 中間支援活動団体	3名
税理士	近畿税理士会より推薦	1名
市職員	市長公室長	1名

2. 支援コースの分類について

審査の方法として、一次審査（書類審査）及び二次審査（公開プレゼンテーション）において2段階審査を行うことは、より審査精度を上げ透明性を高めるといったことでは効果的であるが、すべての団体をプレゼンテーション審査することは時間及び労力的なものを考えると現実的ではなく、小規模な事業や新たな事業の立ち上げを補助するための初動支援といった場合は、書類審査のみとすることや、カテゴリー分けとして、地縁型とテーマ型では事業が大きく異なることから支援コースを分類して審査することが適切であり、次のような支援コースの分類を提言する。

（1）公益活動支援コース

ある特定の課題をテーマにし、社会及び地域の課題解決に取り組む公益活動を対象とする。

①チャレンジコース（初動・拡充）コース

要件	新規・継続事業（テーマ型）
年限	3年まで
補助率	1年目（新規事業のみ）：2／3以内 2年目（継続事業）以降：1／2以内
上限額	10万円
採点	採点せず、ランク分けもしない
審査	選定委員会における書類審査（新規事業のみ面談あり）

②ステップアップコース

要件	新規・継続事業（テーマ型）
年限	なし
補助率	1／2以内
上限額	80万円
採点	採点し、ランク分けにより分配率を設定
審査	選定委員会における書類審査＋公開プレゼンテーション

（2）にぎわい創出コース

地域に縁のある団体が地域の活性化・交流促進・伝統文化継承（祭礼等）に取り組み、地域ににぎわいと発展を創出する事業を対象とする。

要件	新規・継続事業（地縁型）
年限	なし
補助率	1／2以内
上限額	80万円
採点	採点し、ランク分けにより分配率を設定
審査	選定委員会における書類審査＋面談

3. 審査基準について

多種多様な市民活動を評価・審査するに当たっては、公平且つ透明性をもって審査するための指標として審査基準を設けることが必要であり、その審査基準については、それぞれの支援コースごとに応じて審査項目を設けることが適切な評価に繋がるものであり、次のとおり審査基準を提言する。

(1) 公益活動支援コース

①チャレンジ（初動・拡充）コース

【審査基準】

審査基準		判定
公益性	①広く市民の共感が得られる事業であるか。	
	②事業の成果が不特定の市民の利益につながる事業であるか。	
	③地域の社会及び地域の課題の解決につながる事業であるか。	
継続性	④事業の発展や継続的な展望が期待できる事業であるか。	
	⑤事業の成果が広く波及する事業であるか。	
	⑥補助金だけに頼らず自己努力による財源確保に努めた事業であるか。	
実行性	⑦目的・効果が明確であり、実行可能な方法で事業計画、予算が立案されている事業であるか。	
	⑧事業の成果が期待できる体制を確保できているか。	
	⑨事業にかかる申請額が適切であるか。	
	⑩団体の構成員や組織が安定しているか。	
協働性	⑪広く市民や団体等が参加することができる事業であるか。	
	⑫市民や各団体の相互連携を促進するきっかけづくりになる事業であるか。	
	⑬世代や地域等、幅広い交流、協力が図られる事業であるか。	
先駆性	⑭これまでにない（少ない）新しい取り組みであるか。または、新たな視点、発想から提案されたものであるか。	
公開性	⑮事業内容を積極的に情報発信するように工夫されているか。	
	⑯より多くの市民が関心を持ち、事業に参加できるように工夫されているか。	

※申請書類（新規事業のみ面談あり）

《審査方法》

選定委員会において、申請書類を審査し審査基準に基づく6項目において「○・×」にて判定を実施する。

判定のうち、1つでも「×」があった場合は、支援対象外とする。

採点及びランク分けは行わず、すべての項目において○判定を得た場合は、支援対象団体と決定する。

②ステップアップコース

【審査基準】

審査基準		判定	配点
公益性	①広く市民の共感が得られる事業であるか。		10
	②事業の成果が不特定の市民の利益につながる事業であるか。		10
	③地域の社会及び地域の課題の解決につながる事業であるか。		10
継続性	④事業の発展や継続的な展望が期待できる事業であるか。		5
	⑤事業の成果が広く波及する事業であるか。		5
	⑥補助金だけに頼らず自己努力による財源確保に努めた事業であるか。		5
実行性	⑦目的・効果が明確であり、実行可能な方法で事業計画、予算が立案されている事業であるか。		5
	⑧事業の成果が期待できる体制を確保できているか。		5
	⑨事業にかかる申請額が適切であるか。		5
	⑩団体の構成員や組織が安定しているか。		5
協働性	⑪広く市民や団体等が参加することができる事業であるか。		5
	⑫市民や各団体の相互連携を促進するきっかけづくりになる事業であるか。		5
	⑬世代や地域等、幅広い交流、協力が図られる事業であるか。		5
展開性	⑭他の事業に対しモデル（見本）となる内容であり、他団体や他地域に広くひろがりをみせる事業であるか。		10
公開性	⑮事業内容を積極的に情報発信するように工夫されているか。		5
	⑯より多くの市民が関心を持ち、事業に参加できるように工夫されているか。		5
合 計			100

※書類審査（一次審査）＋公開プレゼンテーション（二次審査）により採点を行う。

《審査方法》

【一次審査】

選定委員会において、申請書類を審査し、審査基準に基づく6項目において「○・×」にて判定を実施する。

判定のうち、1つでも「×」があった場合は、支援対象外とする。

すべての項目において○判定を得た場合は、支援対象団体と決定し、二次審査へと進める。

【二次審査】

選定委員会において、申請書類、プレゼンテーション及び質疑事項を評価し審査基準に基づき採点し、ランクに応じた配分率により支援金額を決定する。

（２）にぎわい創出コース

【審査基準】

審査基準		配点
公益性	①広く市民の共感が得られる事業であるか。	10
	②事業の成果が不特定多数の市民の利益につながる事業であるか。	10
	③地域の社会及び地域の課題の解決につながる事業であるか。	10
継続性	④事業の発展や継続的な展望が期待できる事業であるか。	5
	⑤事業の成果が広く波及する事業であるか。	5
	⑥補助金だけに頼らず自己努力による財源確保に努めた事業であるか。	5
実行性	⑦目的・効果が明確であり、実行可能な方法で事業計画、予算が立案されている事業であるか。	5
	⑧事業の成果が期待できる体制を確保できているか。	5
	⑨事業にかかる申請額が適切であるか。	5
	⑩団体の構成員や組織が安定しているか。	5
協働性	⑪広く市民や団体等が参加することができる事業であるか。	5
	⑫市民や各団体の相互連携を促進するきっかけづくりになる事業であるか。	5
	⑬世代や地域等、幅広い交流、協力が図られる事業であるか。	5
集客性	⑭広く市民の参加が期待できる魅力ある事業であるか。	10
公開性	⑮事業内容を積極的に情報発信するように工夫されているか。	5
	⑯より多くの市民が関心を持ち、事業に参加できるように工夫されているか。	5
合 計		100

※書類審査 ＋ 面談により採点を行う。

《審査方法》

選定委員会において、申請書類、面談及び質疑事項を評価し審査基準に基づき採点し、ランクに応じた分配率により支援金額を決定する。

※合計得点が50点未満の場合は、支援対象外とする。

4. 採点方法について

採点の方法については、公平性・透明性を確保することが最も重要なことであり、また審査を受ける側からの信頼性も重要な要素である。このことから、課題として上げられるのが、審査委員と申請団体との関連性や審査委員の私情（好き嫌い）による極端な採点が懸念されることから、採点方法について2通り手法を検討し、課題解決のために審議した。

結果として、選定委員会のあり方において上述したように市民団体の代表や公募市民を選定委員会には登用せず、専門性の高い委員において少人数制による審査とすることから、全選定委員の各項目における平均点の合計点を得点化する手法が適切であると提言する。

○採点方法

全選定委員の各項目における平均点の合計を得点化。

(例)ステップアップコース																	
項 目		公益性			継続性			実行性				協働性			展開性	公開性	
設 問		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
1	A委員	8	6	6	5	3	3	5	5	4	5	3	5	5	8	4	5
2	B委員	8	8	6	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	8	4	4
3	C委員	10	10	8	5	5	4	4	5	5	4	4	4	4	8	3	3
4	D委員	8	6	6	3	4	5	4	3	3	5	3	5	4	10	3	2
5	E委員	10	6	8	5		3	2	3	4	4	3	5	2	10	3	4
平均点		8.8	7.2	6.8	4.4	3.4	3.8	3.8	4.0	4.0	4.4	3.4	4.6	3.8	8.8	3.4	3.6
合計点		78.20															

第4 附帯意見について

1 開催状況

回数	開催年月日	内 容
第 1 回	令和元年 1 0 月 3 0 日	諮問に対する審議
第 2 回	令和元年 1 1 月 1 9 日	諮問に対する審議、答申書作成
	令和元年〇月〇日	答申書提出

2 委員名簿（敬称略・順不同）

選出区分	所属団体等	氏 名
学識経験者	近畿大学総合社会学部 教授	◎久 隆浩
	桃山学院大学法学部 教授	江藤 隆之
	大阪市立大学大学院法学研究科・法学部 教授	手塚 洋輔
コミュニティ活動を行う者	和泉市社会福祉協議会 会長	佐藤 正浩
	和泉市町会連合会 会長	○宮本 英昭
	和泉ボランティア・市民活動センター 「アイ・あいロビー」	大平 直樹
	和泉ボランティア・市民活動センター 「アイ・あいロビー」	新田 良子
	いずみ市民大学 学友会	芦田 三雄
	コトノネ	城 洋子
	和泉市民生委員・児童委員協議会 副会長	山下 勝信
事業者	和泉商工会議所 専務理事	橋本 隆次
公募による市民	市民公募委員	中川 健太
	市民公募委員	岡崎 豊

◎ 会 長 ○ 副会長

3 和泉市自治推進審議会規則（平成23年和泉市規則第47号）

（趣旨）

第1条 この規則は、和泉市自治基本条例（平成23年和泉市条例第1号）第33条第4項の規定に基づき、和泉市自治推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) コミュニティ活動を行う者
- (3) 事業者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 前項第4号の公募による市民（以下「公募委員」という。）については、和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則（平成23年和泉市規則第48号）第5条第4項の規定により、本市の市議会議員を公募委員として選任することができる。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第6条 会長は、専門的事項を調査審議する必要があるときは専門部会を置くことができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、公民協働推進担当部局において行う。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年9月1日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあつては、市長が会議を招集する。

4 事務局

市長公室 公民協働推進室